

特集○内なるアメリカ——アメリカとは何かII

未だに「アメリカという国」を捉えていない日本 〔銃乱射事件はなぜ後を絶たないのか〕

松尾文夫

日本はいぜんとして、「アメリカという国」をきちんと捉えていない——一八五三年ペリー艦隊の来航で日本とアメリカとの関係が始まつてから一五九年、あの太平洋戦争という悲劇までを経験しながらも、このすれ違い現象はまだまだ続いている、というのが私の考え方である。

そのほんの一例を挙げてみよう。アメリカ各地で定期的といつてもいいほどの頻度で発生する銃乱射事件。このニュースに対する日本のマスコミの取り上げ方に、こうしたアメリカ理解の空白の一つが象徴的にじみ出ていると思うからである。

二〇一二年七月二十日、コロラド州の映画館で人気映画『バットマン』シリーズ最新作を上映中、ガスマスクをついた犯人が館内を乱射し、一二人が死亡するという事件が起つた時、日本の某紙は「アメリカでは銃の本格規制には反発が根強く、とりわけ開拓時代からの自衛の伝統を受け継ぐ土地柄で声をあげるのは簡単ではない」と書いた。

これは決して間違いではない。アメリカの開拓時代を、インディアンを銃でけちらかす西部劇映画のイメージで捉えることが一般化している日本では、分かり易い。

しかし、アメリカの銃犯罪のルーツは深く、重く、西部劇の世界だけでは説明がつかない。某紙の記事も触れているアメリカ合衆国憲法修正第二条という「アメリカという国」そのものの成り立ち、その建国インフラと関わつて来るからである。きちんと捉えておかねばならないのは、この点である。なぜ銃乱射事件が繰り返され、いつまでたつても有効な規制策が打ち出されないのか、という謎がいつまでたつても解けてこないものこのためである。日本で欠けているのは、この原点の掌握であると思う。

国王の常備軍と対峙する構図が生まれ、国王、さらにはその常備軍の専制を許さず、これと戦うための「市民皆武装」という過激化した意識が、大西洋を越え、アメリカ大陸に渡る。そのアメリカ植民地では、国王がイギリス議会に代表を送ることを認めずしに増税だけを押し付ける「専制」に、一三の州が団結して反旗をひるがえし、アメリカ独立革命の火が噴く。

そこでは、すべての市民が「規律ある民兵」であった。ワシントンの大陸軍がイギリス国王軍とその傭兵部隊を打ち破り、「アメリカという国」が出来上がる過程で、連邦中央政府は「必要悪」(トーマス・ペイン)であり、その「専制化」を防ぐためにも、「市民皆武装」が必要だとテーゼが定着する。一七八八年のアメリカ合衆国憲法制定前の段階で、ほとんどの州が事実上の独立国として制定していた州憲法には、この修正第二条とうり二つの条項が登場している。

従つて、一七八七年、フィラデルフィアで始まつた合衆国憲法制定会議では、この修正第二条は当初既成事実化しているとして他の権利条項と共に条文には加えられなかつた。しかし、そこから、日本にはあまり伝わっていないアメリカ建国の「呪縛」が始まる。

実はフィラデルフィアでの憲法制定会議では、独立を果たしたばかりの旧宗主国イギリスを始めとする欧州列強に伍していくためにも、強力な中央政府の存在が欠かせないとするフェデラリスト派と、あくまでも州の権利を重視し、「小さな中央政府」を主なる自由民」の権利として武装を認められた「規律ある民兵」が

アメリカ建国の呪縛

修正第二条とは以下の規定である。

「規律ある民兵は自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有し、または携帯する権利は、これを侵してはならない」

(斎藤眞訳)

一七九一年、アメリカ合衆国憲法の発効三年後に追加された基本的人権保障条項一〇箇条、いわゆる権利章典の二番目の条文で、言論、出版の自由、集会、請願の権利の保障で有名な修正第一条に統いて登場する。

これはイギリスの立憲王制の基礎となつた名誉革命の結果、一六八九年にできあがつたイギリスの権利章典をお手本にしている。以後十八世紀に向けての啓蒙主義の高まりの中で、「奴隸とは異なる自由民」の権利として武装を認められた「規律ある民兵」が

張する反フェデラリスト派との間の綱引きが続いていた。

つまり、突き詰めると、「政府」にどのような機能を持たせるのか、役割を期待するのかをめぐって、「アメリカという国」は建国の初声を上げるときから議論を続けていたことである。この伝統は現在にも引き継がれている。今年の大統領選挙戦でのオバマーロムニーの医療保険改革をめぐる論戦、具体的には共和党が、既に成立して制度化が進んでいるオバマケアの即時廃棄をスロー・ガントするかつてない対決状況が生まれているのも、突き詰める「政府」のあり方をめぐる対立である。二二〇年以上たつても、フェデラリストと反フェデラリストがアメリカ合衆国憲法制定会議と同じような論争をやっているとも言える。

修正第一条という錦の御旗

この対立の結果、合衆国憲法の成立に九つの州の議会による批准が必要となる段階になつて、反フェデラリスト派は「修正第二条を含めた権利章典部分を中央政府專制化防止へのさらなる保証として、憲法の条文に加えるべきだ」と主張する。これが認められなければ批准を拒否するとの強い立場の表明に対し、フェデラリスト派も譲歩し、ジエファーソンの「中央政府の権力の濫用を防ぐためには、念には念を入れる形で権利章典を明記しておく価値もあるだろう」との判断もあつて、妥協が成立する。

こうして一七八九年六月、新合衆国憲法に則つて初めて開かれ

遠ざけられた」と語っていた。

事実、今回のシヤーロットでの民主党全国党大会で採択された民主党綱領の中では、銃暴力の多発を痛みながらも、「我々には、銃器についての正直で開かれた全国民的な討議が必要だ。現存する銃砲規制法の効果的な執行に焦点をあてるべきだ」と漠然と述べて、いるだけで、銃砲規制の新たな法律提案などには一切触れていない。

片や、共和党のタンパ全国党大会で採択された綱領では、「修正第二条。すなわち、我々の銃を保持し携行する権利。我々は、アメリカ合衆国憲法に先立つて保持し、のちに修正第二条で、厳肅に確認された市民一人一人が武器を持つ権利を確認する」と高らかに宣言している。まさに先に述べた合衆国憲法制定に先立つ各州の憲法の時代から認められた神聖な権利であるという認識が表明されている。

銃規制は争点とならず、乱射事件は続く

こうしてアメリカの銃砲規制は、一九九三年に制定された「全国即時犯罪歴等照会システム」を導入した規制法（八年のレーガン大統領暗殺未遂事件の際、重傷を負ったブレディ報道官にちなんでブレディ法と呼ばれる）、さらにその翌年、拳銃などとくらべて格段の殺傷能力を持つAK-47などアソートウェーブaponに対する、新たな規制強化が一〇年間の期限立法で制定されて以来、完全にストッ

た連邦議会の第一回会期中に、出来上がったばかりの憲法の修正条項が発動され、修正という形で権利章典部分の追加が実現し、二年間もかかった九州の批准をへて、一七九一年、修正第二条は、陽の目を見る。以来、二二一年、これまで約七百回といわれる修正の試みも実らず、今も健在である。世界最古の成文憲法であるアメリカ合衆国憲法の一部として「アメリカという国」の統治イニシアチブの一部であり続ける。

したがつて、この錦の御旗のもとで、アメリカの世論では、今や銃砲規制反対派が主流である。そのPR活動で中心的な役割を果たしているNRA（全米ライフル協会）の会員は、今や四〇〇万人を超す。豊富な資金力もあって、その政治的影響力は共和党を越え、民主党の一部にも及んでいる。もちろん共和党内で大きな影響力を持つようになった茶会グループは、増税反対でイギリス国王にたてついた建国の父達への敬意の裏側で、この「専制排除」の名のもとでの武力行使の権利の熱心な支持者である。

クリントン時代までは、それなりに活動を続けてきた銃規制派は、現在ほぼ完全な沈黙状態にあり、NRAに対抗するはずの「銃暴力阻止連合」のスポーツマンは、二〇〇三年の段階で「民主党はあえて自らの責任で、銃規制問題についての発言を放棄している。二〇〇二年の中間選挙戦からは、銃規制推進のスローガンも持ち出さなくなつた。票にならないことがはつきりしているからだ。銃規制推進の政策をアドバイスする人達は、党组织から

している。

逆に二〇〇五年には、銃器によって殺傷された遺族が銃器製造会社や販売仲介業者に対して行う損害賠償訴訟を大幅に制限する「合法的銃器取引保護法」が上下両院を通過し、W・ブッシュ大統領が署名して成立した。銃器の製造や販売などを合法的に行う業者が銃砲犯罪の被害者や地方自治体から補償を求められるのを「免責」するのが同法の目的であった。

アソートウェーブapon規制法も一〇年の期限が切れた二〇〇四年に再選された同じW・ブッシュ大統領によつて更新は見送られた。二〇〇八年には、連邦最高裁が全米で一番厳しかった首都ワシントンの銃規制法の一部を違憲とする判決を出した。NRAは勢いづくばかりである。

コロラドでの映画館乱射事件の翌日、別の日本の某紙は、この事件によつて銃砲規制問題が大統領選挙の争点となるだろうとの記事を掲載した。これもまったくアメリカの現実とはかけ離れた観測である。事件から二カ月後、ロムニー共和党候補も、オバマ大統領もそれぞれの党大会での指名受託宣言で、銃規制には一言も触れていない。

こうして、悲惨な銃乱射事件はこれからも起こり続ける。「アメリカという国」は、その民主主義の一部として銃の使用、つまり武力行使はいとわないDNAをもつて生まれた過激な国であることを忘れてはいけない。